第2次 伊賀市総合計画

概要版





ごあいさつ

伊賀市は、2004(平成16)年11月1日の市町村合併から10年目という節目を迎えていますが、合併当時とは社会経済情勢も大きく変わり、本市においても人口減少社会の到来、地域経済の低迷、厳しい財政状況等を踏まえ、あらゆる面でこれまでのまちづくりの考え方を見直す時期に来ています。

一方、私たちのまちは、伊賀流忍術発祥の地、松尾芭蕉翁の生誕地として、先人から受け継いだ歴史と文化、緑豊かな自然、その自然に育まれた農産物や特産品など、全国に誇れる宝が数多くあり、これらの資源は、私たちのまちの未来を切り拓いていくことができる素晴らしい可能性を秘めています。

これらの潜在力(ポテンシャル)を活かしながら、様々な課題に対応し、まちづくりを進めていくため、このたび、「第2次伊賀市総合計画」を策定いたしました。

この計画では、私たちのまちの将来像を「ひとが輝く 地域が輝く 伊賀市~ 勇気と覚悟が未来を創る~」とし、将来像の実現に向けて取り組むこととして います。

今後は、市民の皆様をはじめとしたあらゆる主体が「自分たちのまちは自分たちでつくる」という認識を、再度ご確認いただきながら、各主体の皆様と行政、また各主体同士が連携・協力し、次世代に誇れる伊賀市が実現できるよう努めてまいります。

最後になりましたが、本計画の策定にあたって、たくさんの貴重なご意見、 ご提言をいただきました市民の皆様、熱心にご審議いただきました総合計画 審議会委員の皆様に心から感謝申し上げます。

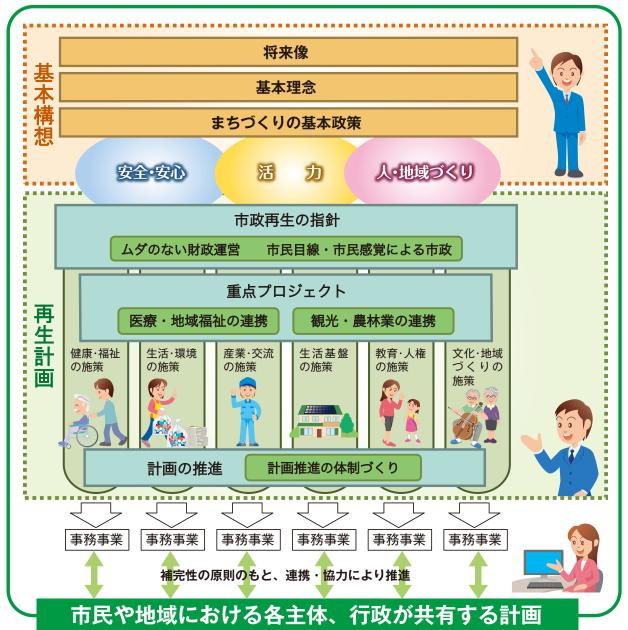
2014(平成26)年7月

伊賀市長 任 李 柔



第2次伊賀市総合計画の全体構成と期間

第2次伊賀市総合計画は、めざす市のすがた(将来像)やまちづくりの基本理念、それらを実現するために必要なまちづくりの政策を示す基本構想と、基本構想に掲げる将来像を達成するため、まちづくりの政策に基づく根幹的な施策や事業を示す再生計画で構成しています。



『基本構想』は2014(平成26)年度からおおむね10年先を見据えたものとしています。

『再生計画』は市長の任期を基本とし、第一次再生計画を3年間、第二次再生計画は4年間の計画としています。





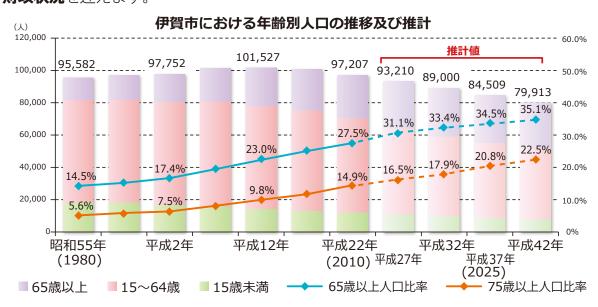
基本構想



伊賀市の現状と今後の傾向

2004(平成16)年11月に伊賀市が誕生し、10年近い年月が経ちましたが、この間の社会の動きはめまぐるしく、これまでのまちづくりの考え方を見直す時期に来ています。

伊賀市でも**人口の減少**や**地域経済の低迷**が続き、税収も落ち込んでいます。その一方、高齢化によって福祉や医療への需要が高まり、社会保障・社会福祉のための費用が増加するため、かつてない **厳しい財政状況**を迎えます。





伊賀市の潜在力

このように、今や、「伊賀市の再生」は待ったなしの状況です。

しかしながら、私たちのまち伊賀市は、未来を切り拓くことができる素晴らしい可能性を秘めています。

伊賀市は、俳聖松尾芭蕉、「伊賀流忍者」をはじめ、古くからの伝統に培われた個性的な文化を持っています。また、市民の誇りである豊かな自然に恵まれ、自然と共生する農林業が展開されています。さらに、住民自らが地域の課題を話し合い、解決するため住民自治協議会が設立され、NPOとともに地域をつくる市民の力が備わっています。







芭蕉翁像



多文化交流会



4



めざす伊賀市の将来像

本格的な人口減少社会や超高齢社会を迎え、非常に厳しい財政状況のなかでも、伊賀市に住む人びとが笑顔を絶やさず、活気ある地域社会であり続けるためには、市民、自治組織、市民活動団体、企業、行政等、みんなが「伊賀市の現状と今後の傾向」や「潜在力」を認識し、痛みを共有したうえで、それを土台として勇気と覚悟を持ってまちづくりを担うことが必要です。

このため、伊賀市民がみんなでめざす市の将来像を次のとおり掲げます。

勇気と覚悟が未来を創る 『ひとが輝く地域が輝く』伊賀市

私たちのまち伊賀市には、まちが醸し出す風情、自然と人との近しい関係、そして、そうした風土の中ではぐくまれた人情が息づいています。

この自然豊かな文化薫る、伊賀市の風土は、先人のたゆまぬ努力によって今に受け継がれています。今を生きる私たち市民は、自然・歴史・文化・伝統といった伊賀市の良さを未来へと引き継ぎつつ、暮らしにくさの原因となっている課題を解消し、子や孫たちの世代にも誇れる、市民一人ひとりが「安心」でき、「活力」に満ちたまちをめざします。



島ヶ原支所周辺



上野市街地



青山町駅周辺





子延周辺



柘植の町並み



まちづくりの基本理念

伊賀市自治基本条例を踏まえ、次の3つの理念(考え方・姿勢)によりまちづくりを推進します。

- (1) 「市民」が主体となり地域の個性が生きた自治の形成
- (2) 持続可能な共生地域の形成
- (3) 交流と連携による創造的な地域の形成



活

力



まちづくりの基本政策

~市民の暮らしの[安全・安心]を確保します~

医療・福祉サービスの充実などといった「公助」機能とあわせて、家庭や地域でお互いに支え合う「自助・共助」機能の強化によって、生涯にわたる市民生活の**安全・安心**を実現します。



~自立・持続できる[活力]を創出していきます~

伊賀市の資源を活かした観光・農林業の再生をはじめ、業種間や産学官の連携及び「6次産業化」による相乗効果を生み出し、自立・持続できる活力を創出していきます。

あわせて、伊賀市の**活力**を支える公共交通機関や道路、情報通信などのネットワークを強化するとともに、地理的な特性を活かして人・モノ・情報の流れを活発にします。



6次産業化:1次産業としての農林業と、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業等の事業の融合を図り、農林産物等に新たな付加価値を生み出す仕組み

~未来のまちづくりを担う「人づくり・地域づくり」を進めます~

個性を伸ばし、人へのやさしさを持ち、自らの将来像をしっかりと見据えることができる教育を進め、次代を担う人づくりを推進します。

また、地域社会や産業界で担い手となる人の活躍の場を用意するとともに、まちづくりを担う**人づくり**を推進します。

さらに、市民や地域の力が発揮されるよう 活動環境を整え、伊賀市の未来を切り拓く 地域づくりを推進します。





めざす伊賀市の将来像の実現に向けて、市民からの希望が多い「安全・安心」と「活力」、 まちづくりの担い手となる「人づくりや地域づくり」の3つを基本政策として設定します。

「安全・安心の確保」に向けて展開する政策

再生計画

- ●健康寿命が長く、安心な医療が受けられるまちづくり
- ●子ども・高齢者・障がい者などへの見守りと支えが十分なまちづくり
- ●子どもを安心して産み、育てられるまちづくり
- ●自然災害や重大な事故などさまざまな事象に備え、安心して暮らせる まちづくり
- ●自然を守り、自然と調和したまちづくり
- ●環境に配慮した生活環境が整うまちづくり

分野別計画 政策1-1

分野別計画 政策1-2

分野別計画 政策1-3

分野別計画 政策2-1

分野別計画 政策2-2

分野別計画 政策2-3

「活力の創出」に向けて展開する政策

- ●地域資源とおもてなしの心を活かした観光のまちづくり
- ●人と人とがつながる元気な農林業のまちづくり
- ●中心市街地と各地域拠点が連携した賑わいあるまちづくり
- ●地域性を活かしたモノづくりと新たなサービス創出が活発なまちづくり
- ●だれもが働きやすく、働く意欲が持てるまちづくり
- ●多様な主体が地域課題を解決するため起業できるまちづくり
- ●歴史文化や風土と調和した、秩序のあるまちづくり
- ●市内外の交通インフラ整備により、人・モノ・情報の流れが活発なまちづくり。

再生計画

- 分野別計画 政策3-1
- 分野別計画 政策3-2
- 分野別計画 政策3-3
- 分野別計画 政策3-4
- 分野別計画 政策3-5
- 分野別計画 政策3-6
- 分野別計画 政策4-1
- 分野別計画 政策4-2

「人・地域づくりの推進」に向けて展開する政策

- ●あらゆる差別を許さず、互いの人権を尊重するまちづくり
- ●女性がより一層活躍できる男女共同参画のまちづくり。
- ●将来を支える子どもたちが充実した教育を受けられるまちづくり
- ●生涯にわたって学びの機会が持てるまちづくり
- ●文化の違いを尊重し、多文化が共生するまちづくり
- ●文化活動やスポーツ活動が活発なまちづくり
- ●地域活動や地域産業などの担い手が育ち、活躍するまちづくり
- ●地域活動や市民活動が活発なまちづくり

再生計画

- 分野別計画 政策5-1
- 分野別計画 政策5-2
- 分野別計画 政策5-3
- 分野別計画 政策5-4
- 分野別計画 政策6-1
- 分野別計画 政策6-2
- 分野別計画 政策6-3
- 分野別計画 政策6-4



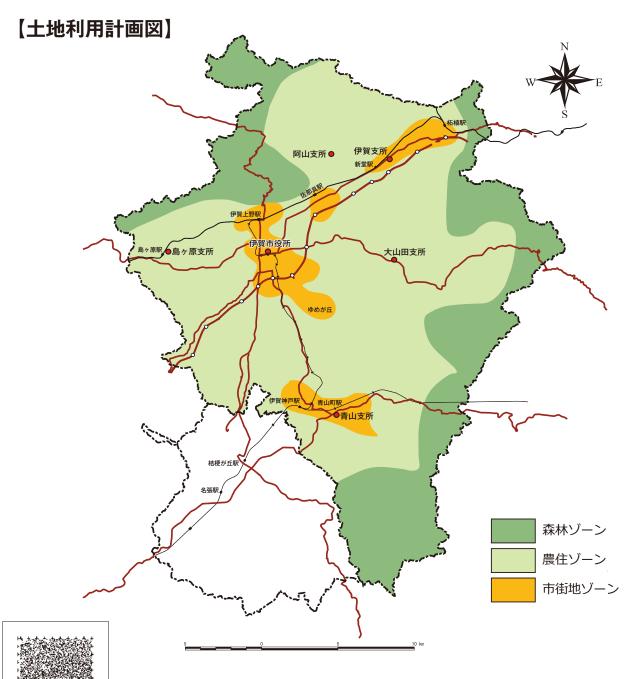


土地利用の方針

次の3つのゾーン「森林ゾーン」「農住ゾーン」「市街地ゾーン」ごとの方針にしたがい、適正な土地利用の推進に努めます。

具体的には、「伊賀市都市マスタープラン」により、伊賀市特有の自然環境や都市の姿を継承し、 地域の特性に応じた個性を活かしつつ、多様な連携と交流によって、市域全体を一体の都市として、整備、開発及び保全を図ります。そして、すべての人が安心して生活でき、暮らしやすさを追求できるようなまちづくりを進めます。

なお、都市マスタープランによる整備、開発及び保全については、今後の人口減少の推移を踏ま えることとします。



再生計画

再生計画では、基本構想に掲げる将来像を達成するため、基本政策に基づく根幹的な施策や 事業を示しています。

基本構想

再生計画

再生計画に位置づける施策については、法律などに基づいて決められたとおりに実行するものは除き、推進・進行管理すべきものを掲載します。

伊賀市政再生のための指針

重点プロジェクト

医療・地域福祉連携プロジェクト 観光・農林業連携プロジェクト

分野別計画

- 1. 健康・福祉
- 2. 生活・環境
- 3. 産業・交流
- 4. 生活基盤
- 5. 教育・人権
- 6. 文化・地域づくり

計画の推進

- 7-1. 市政への市民参加の推進
- 7-2. 行財政改革の推進



伊賀市政再生のための指針

基本構想で描いた伊賀市の将来像の実現に向けて、3つの基本政策に取り組むうえでは、従来のまちづくりの進め方を見直し、市政を再生することが求められます。

このため、この再生計画は**政策・施策をマネジメントする計画**と位置づけ、「ムダのない財政運営」と「市民目線・市民感覚による市政」を基軸として、市民、自治組織、市民活動団体、企業、行政などのあらゆる主体が連携・協力して、**分権型のまちづくり**¹を推進します。

ムダのない財政運営

- □行政組織のスリム化や事務事業の抜本的見直し
- □身の丈に合った投資と既存の公共施設の有効活用

*

分権型の まちづくり

市民目線・市民感覚による市政

- □まちづくりに関する情報や課題の共有
- □市民目線・市民感覚での市政を評価・検証

¹ **分権型のまちづくり:**市民の皆さんや自治組織などの各主体が、自己決定、自己責任の原則に基づき、 地域の実情に応じたまちづくりに参画すること。伊賀市では、地域を取り巻くさまざまな課題に取り 組むため、伊賀市自治基本条例の中で住民自治協議会をまちづくりの主体として位置づけるなど、 特徴のある「伊賀流自治」を進めています。





重点プロジェクト

「医療・地域福祉連携プロジェクト」

2013(平成25)年度に実施した市民意識調査によると、約80%の人が医療の課題に率先して取り組むべきであると考えています。「団塊の世代」が75歳以上となる、いわゆる「2025年問題」を見据え、だれもが住み慣れた地域で自立した日常生活を営めるよう、医師確保や地域包括ケアシステム構築の推進など、医療・地域福祉連携プロジェクトを推進します。

3年間でめざす成果

- ●二次救急医療²を担う医療機関における専門的かつ効率的な急性期医療³の提供体制を充実させることにより、応急診療所などの一次救急とともに、市民が求める安全・安心な救急医療体制を確立します。
- ●市内の医療関係機関がそれぞれに役割を担いながら連携し、全体として市民の医療を完結する「地域完結型医療」の体制を構築します。
- ●市内の各地区において、生活課題やニーズの把握と共有化を図りながら、医療、介護、生活支援が一体的な支援のしくみとなる「伊賀市がめざす地域包括ケアシステム⁴」の姿を示します。

3年間に実行する取り組み

取組内容① 救急医療体制の確立

☆二次救急医療体制の確保☆応急診療所の運営

取組内容② 基幹病院としての上野総合 市民病院の機能強化

☆医師の確保

☆診療体制の充実

取組内容③ 地域医療の充実

☆医療機関における地域連携の促進 ☆将来の医療体制に係る検討

取組内容④ 保健・医療・福祉の連携

☆地域包括ケアシステム構築の推進



上野総合市民病院

⁴地域包括ケアシステム: 2025 (平成37) 年を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制を構築すること。



²二次救急医療:入院や手術を必要とする患者を対象とした救急医療のこと。

³急性期医療:急激に発症し、かつ経過の短い病気(急性心不全・急性心筋梗塞など)に対する医療。これに対し、慢性の経過をたどる病気(糖尿病・高血圧症など)に対する医療を「慢性期医療」と言う。

重点プロジェクトは、厳しい財政状況のもと、市長の任期中に特に力を入れて実施していく重点的取り組みとして位置づけたものです。重点プロジェクトでは、3年間でめざす成果と各主体の役割分担を明示しながら、具体的な取組内容を表しています。

「観光・農林業連携プロジェクト」

今後、伊賀市の人口が減少するなかでも、地域の「活力」を創出するためには、伊賀市のファンを つくることにより、市外からの交流人口を増やし、地域内消費を拡大したり、市外に向けて伊賀市 の特産品を売り出したりしていくことが不可欠です。そこで、「観光立市」としての意識を共有す ると同時に、総合的・長期的な視点から、農林業の活性化や農林産物のブランド力の強化を図り、 「伊賀ブランド」の確立に取り組むなど、観光・農林業連携プロジェクトを推進します。

3年間でめざす成果

- ●伊賀市全体で着地型観光⁵を進め、観光入込客の増加を図ります。
- ●伊賀市のファンを増やし、市民も故郷の良さを再発見できるよう情報を発信します。
- ■菜の花プロジェクトをはじめとして「6次産業化⁶・農商工連携⁷」を進めます。
- ●「人・農地プラン⁸|の作成・管理を進めます。
- ●農林業における多様な担い手の育成·確保に努め、地産地消を推進します。
- ●森林の持つ多面的機能の増進や、木質バイオマス利用を進めます。

3年間に実行する取り組み

取組内容① 着地型観光の促進

☆着地型観光の推進(参加・体験型メニューづくり など)

取組内容② 情報発信の推進

☆観光·物産情報の発信 ☆市民ぐるみの誘客とPR ☆(仮称)ふるさとサポーター制度の活用

取組内容③ 6次産業化・農商工連携の推進

☆菜の花プロジェクトの推進 ☆農林業資源を活用した新事業の推進

取組内容(4) 持続可能な農業の推進

☆人·農地プランの推進 ☆多様な担い手の育成·確保

取組内容⑤森林の公益的機能の回復

☆森林環境整備 ☆林業の活性化



伊賀上野NINJAフェスタ



菜の花畑

⁸人・農地プラン:集落・地域が抱える「人と農地の問題解決」のため、集落・地域の話し合いによって、 今後の中心となる経営体や農地の集積の方法など、地域農業のあり方を計画すること。



⁵着地型観光: 観光客や旅行者を受け入れる地域の人が、自分たちの持つ観光資源や地域の魅力を発掘、再発見(再認識)することによって、それを活かした企画を提供する観光形態(ツアー)。受け入れ側の創意工夫で旅行者を呼び込むことで地元での消費を促し、地域内の経済効果を高める利点がある。

⁶⁶次産業化:1次産業としての農林業と、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業等の事業の融合を図り、農林産物等に新たな付加価値を生み出す仕組み。

⁷農商工連携:農林業者と商工業者が互いの「技術」「ノウハウ」を持ち寄り、新しい商品の開発やサービスの提供、販路の拡大に取り組むこと。

點 分野別計画

めざす将来像に向けて、基本構想で掲げた「まちづくりの基本政策」を分野別に整理し、市の部・ 課による効果的な進行管理の下で、再生計画を推進します。

1.健康·福祉

政策 1-1 健康寿命が長く、安心な医療が受けられるまちづくり

主众内容

- 市民や地域が主体的に行う健康づくりの取り組みを総合的に支援する体制を構築します。
- 健康寿命を延ばすため、「自分の健康は自分でつくる」 という市民の健康意識を高めます。
- 感染症に対して、関係機関と連携し、市民に対し情報 や必要なサービスがスムーズに提供できる体制をつく ります。
- 応急診療所の運営を行うとともに、上野総合市民病院 については、医師や看護師などの確保を進め、二次救 急医療体制を含む診療体制を充実させます。

主な事業

- ○自助・共助・公助協働による健康づ くり推進事業
- ○健康づくり推進事業
- ○医師確保
- ○新型インフルエンザ等対策事業
- ○二次救急医療体制の確保
- ○応急診療所の運営

政策 1-2 子ども・高齢者・障がい者などへの見守りと支えが十分なまちづくり

主な内容

- 家族全体の困りごとを総合的に支援するため、わかり やすく、より身近で、適切な支援につながる相談窓口 となるよう、福祉の相談支援機能を充実します。
- 市民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、保健・医療・福祉分野が連携し、地域包括ケアシステムづくりを推進します。
- 「2025 年問題」を見据え、地域における見守りや支え合いといった、地域課題の解決に向けた検討をする場として、住民自治協議会への地域ケアネットワーク会議の設置を推進します。

主な事業

- ○福祉総合相談支援事業
- ○包括的・継続的ケアマネジメント支援事業
- ○介護予防普及啓発事業
- ○認知症施策総合推進事業
- ○保健・医療・福祉の連携体制構築事 業
- ○障がい福祉事業
- ○地域福祉体制づくり事業

政策 1-3 子どもを安心して産み、育てられるまちづくり

主な内容

- 地域ぐるみで子どもと子育て家庭を見守り、支援できるよう、正しい情報が提供できる体制・ネットワークづくりを進めます。
- 共働きや核家族世帯の増加に伴い、親のこころの問題への対応や子育て支援のさらなる充実のため、生育・ 食育等の教室の開催や、継続した個別訪問などを実施することで途切れのない子育てを支援します。

- ○子育て支援事業
- ○保育事業
- ○母子健康診査事業
- ○乳幼児の育成指導事業
- ○ブックスタート事業
- ○不妊治療助成事業



2.生活·環境

政策 2-1 自然災害や重大な事故などさまざまな事象に備え、安心して暮らせるまちづくり

主な内容

- 本市での被災体験や国内各地で発生した災害、国や県の被害想定を基に、「伊賀市地域防災計画」を見直し、 防災体制の整備を行います。
- 避難行動要支援者名簿を適切に更新するとともに、地域や関係機関との情報共有及び協動により、素早く安全に避難できる体制づくりを支援します。
- 防災拠点としての消防庁舎整備や消防救急デジタル無線、高機能指令装置等の整備を計画的に行います。
- 悪質商法や犯罪による消費者被害を未然に防止するため、市民への情報提供に努めます。
- 川の水質や水生生物等の生態系にも配慮しながら、危険箇所を中心に河川改修を進め、河川空間の保全・整備を図ります。

主な事業

- ○伊賀市地域防災計画の見直し
- ○避難行動要支援者支援事業
- ○消防庁舎整備事業
- ○消防車両等整備事業
- ○消防通信設備整備事業
- ○消防水利整備事業
- ○救命講習推進事業
- ○消防団整備事業
- ○消費者トラブル対策出前講座の開催
- ○臨時河川等整備事業

政策 2-2 自然を守り、自然と調和したまちづくり

主な内容

- 本市のかけがえのない自然環境を大切にし、次世代に 継承していくため、市民や事業者、行政が身近な自然 環境の保全や、温室効果ガスの排出抑制などに取り組 みます。
- 環境への負担を軽減するため、資源の有効利用を推し 進め、新エネルギーの有効活用を図ります。

主な事業

- ○伊賀市環境基本計画推進事業
- ○伊賀市地球温暖化対策実行計画(区 域施策編)推進事業
- ○新エネルギー導入促進に関する情報 提供及び普及啓発事業

政策 2-3 環境に配慮した生活環境が整うまちづくり

主な内容

- ◆ 4R(リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル) を推進し、循環型社会の構築を図ります。
- さくらリサイクルセンターの使用期限が2020(平成32)年度末であることから、将来の廃棄物処理のあり方について、広域処理を視野に入れ、経済性、安全性、安定性などを比較し、検討します。
- 人口減少も踏まえ、水需要予測を見直し、安定的かつ 低廉な水源を確保するため、「伊賀市水道事業基本計 画」の見直しを行います。
- 生活排水処理施設整備率を向上させていくため、人口 減少や高齢化、地域特性に対応した整備手法を検討し、 「伊賀市生活排水処理基本計画」及び「伊賀市生活排 水処理施設整備計画」を見直します。

- ○ごみ減量等啓発事業
- ○指定ごみ袋販売事業
- ○廃棄物処理のあり方検討事業
- ○伊賀市水道事業基本計画策定事業
- ○伊賀市生活排水処理基本計画及び伊 賀市生活排水処理施設整備計画策定 事業
- ○浄化槽設置整備事業
- ○公共下水道長寿命化、農業集落排水 処理施設機能強化事業



3. 産業·交流

政策 3-1 地域資源とおもてなしの心を活かした観光のまちづくり

主な内容

- 観光客を増やし物産販売を活発にするため、都市部での情報発信や、市民全体で観光立市にふさわしい意識を共有できる施策を推進します。
- 本市の風土や地域資源を活かした「着地型観光」のしくみを確立し、本市全体で誘客を促進するとともに、 観光客の受け入れ態勢を整備します。

主な事業

- ○観光・物産情報の発信
- ○観光等情報パンフレットの作成
- ○着地型観光を推進するための事業主 体の育成
- ○東大和西三重観光連盟など
- ○伊賀上野NINJAフェスタなど
- ○インバウンド の誘客

政策 3-2 人と人とがつながる元気な農林業のまちづくり

主な内容

- 農業者の高齢化や担い手不足などにより農地の維持や農業経営が困難な状況のなか、地域農業を守り、荒廃農地の増加を抑制するため、人・農地プランの作成や集落営農組織の育成・強化などに努めるとともに、6次産業化や農商工連携などにより、農産物のブランドカの強化や農産物等の高付加価値化などに取り組みます。
- 地産地消による伊賀材の利用促進を図るとともに、森 林施業地の団地化や高性能機械の導入等により、木材 搬出の合理化を促進します。

主な事業

- ○農商工連携の推進
- ○集落営農等への支援
- ○人・農地プランの推進
- ○鳥獣害防止対策への支援
- ○農業経営基盤強化促進
- ○高付加価値化の促進
- ○間伐等の森林施業の促進
- ○担い手の育成支援と森林施業地の団 地化の促進
- ○荒廃した里山や竹林の再生促進

政策 3-3 中心市街地と各地域が連携した賑わいあるまちづくり

主な内容

- 「住みたいまち」「訪れたいまち」として再び賑わいを取り戻すため、城下町のたたずまいを取り戻し、伝統的な文化や技を守り育てることによって、中心市街地の魅力を高め、市内外に発信します。
- 豊かな自然環境を活かして市内各地域で生産した地場 産品を伊賀発ブランドとして中心市街地で販売するほか、商店街機能を充実し、ハイトピア伊賀での公民館 活動等により地域間交流を推進します。

主な事業

- ○中心市街地活性化事業
- ○街なみ環境整備事業
- ○駅前広場を活用した地場産品のマル シェ開催事業
- ○中心市街地等商店街活性化事業
- ○中心市街地空き店舗等活用支援事業

政策 3-4 地域性を活かしたモノづくりと新たなサービス創出が活発なまちづくり

主な内容

- 知恵やノウハウを結集する産学官民の交流・連携の場を設け、人材・技術を次世代に継承するネットワークづくりを促進します。
- 産学官民連携を活用し、技術の高度化や新製品・新技術の研究開発を推進します。

- ○産学官民連携・交流促進事業
- ○技術相談、研究開発の促進
- ○ライフイノベーションの推進



政策 3-5 だれもが働きやすく、働く意欲が持てるまちづくり

主な内容

就労意欲のある人に対し、雇用に関する事業者への助成制度や失業者への支援制度の周知を図り、多様な就業機会の確保と雇用の拡大に努めます。

主な事業

- ○高齢者・障がい者・女性の就業支援
- ○企業内での人材育成等の促進
- ○合同就職セミナーの開催

政策 3-6 多様な主体が地域課題を解決するため起業できるまちづくり

主な内容

● 地域のさまざまな課題をビジネスとして継続的に解決 しようとする、多様な主体が取り組むコミュニティビジ ネス、ソーシャルビジネスの起業や活動を支援します。

主な事業

- ○起業の普及啓発事業
- ○起業活動支援事業
- ○コミュニティビジネスの中間支援

4.生活基盤

政策 4-1 歴史文化や風土と調和した、秩序のあるまちづくり

主な内容

- 都市機能を充実させ、住み良さが実感できる、効率的で持続可能な多核連携型の都市構成となるよう、都市計画区域の再編と土地利用管理手法の設定を行います。
- だれもが安全で安心して利用できるよう、都市公園施設等の整備と適切な維持管理を行います。
- 「伊賀市景観計画」で定める景観形成基準に基づき、 城下町のたたずまいや農山村風景といった、伊賀市ら しい景観の保全と形成を進めます。
- 老朽化した市営住宅の建替・改善事業を推進し、市営 住宅全体の再編整備に努めます。

主な事業

- ○都市計画調査策定等事業
- ○伊賀神戸駅前周辺整備事業
- ○しらさぎ運動公園整備事業
- ○都市公園安全安心対策緊急総合支援 事業
- ○市街地整備推進事業
- ○街なみ環境整備事業
- ○市営住宅建替事業・改善事業・統合(用途廃止)事業

政策 4-2 市内外の交通インフラ整備により、人・モノ・情報の流れが活発なまちづくり

主な内容

- 幹線道路や都市計画道路など市内を結ぶ道路の整備・ 改良を進め、地域の交流や産業の活性化を図ります。
- 市が管理する道路について、計画的かつ効率的な舗装 修繕を実施し、道路利用者の安全かつ円滑な交通を確 保します。
- 新たな伊賀市交通計画を策定し、公共交通機関の利用 者である市民の皆さんや交通事業者などとともに、市 の交通政策を総合的かつ体系的に進めます。
- 将来も伊賀線が地域に愛され、より必要とされ、みんなで支えられるよう、沿線の各主体や鉄道事業者等とともに活性化に取り組みます。

- ○社会資本整備総合交付金事業
- ●橋梁修繕事業及び幹線市道の維持補 修事業
- ○伊賀市交通計画推進事業
- ○地域公共交通運営事業
- ○自主運行バス運行事業
- ○地域交通対策事業
- ○伊賀鉄道活性化促進事業
- ○関西本線活性化促進事業



5.教育·人権

政策 5-1 あらゆる差別を許さず、互いの人権を尊重するまちづくり

主な内容

- あらゆる人権問題の解決に向けて、市民の意識を高め、 地域団体等を育成し、人権施策を効果的・効率的に進 めます。
- ◆ 人権侵害の発見や防止、人権に関する相談、人権侵害 に対する救済・保護の支援を進めます。
- 部落差別の解消に向けて、「伊賀市同和施策推進計画」 に基づき、同和行政を総合的・計画的に推進します。

主な事業

- ○人権同和教育推進事業
- ○人権啓発活動推進事業
- ○人権相談推進事業
- ○やはたまちづくり事業
- ○隣保館事業の活性化
- ○教育集会所事業
- ○児童館事業

政策 5-2 女性がより一層活躍できる男女共同参画のまちづくり

主な内容

- 男女が対等な社会の構成員として、ともに責任を担う ために、あらゆる分野において、女性が男性とともに 積極的、主体的に参画することを促します。
- 心豊かなゆとりある生活を送るために、ワーク・ライフ・バランスを推進し、だれもが仕事と家庭生活の両立が可能となるよう支援します。

主な事業

- ○女性リーダー養成事業
- ○男女共同参画ネットワーク会議の活動の充実
- ○男女共同参画講座開催事業
- ○事業者に対する両立支援推進事業

政策 5-3 将来を支える子どもたちが充実した教育を受けられるまちづくり

主な内容

- 子どもたちが個性を伸ばし、夢を追い求められるよう、 一人ひとりが確かな人生観を持ち、心豊かで健やかに 成長する教育を推進します。
- 児童生徒が、さまざまな考え方や多彩な物事の捉え方を学び、一人ひとりが持っているあらゆる可能性を伸ばせるよう適正な学校規模を実現するため、校区再編による学校統合を進めます。

主な事業

- ○特色ある学校教育推進事業
- ○教職員研究研修事業
- ○耐震補強工事
- ○小学校区再編計画(上野北部地区・ 上野西部地区・阿山地区)

政策 5-4 生涯にわたって学びの機会が持てるまちづくり

主な内容

- 精神的な豊かさや自己実現を求める傾向が強まるなか、多様な学習機会の提供に努め、地域・家庭の教育力の向上を図るとともに、生涯学習活動への意識を高めます。
- 貴重な歴史的郷土資料を集積し次世代に継承するなど、地域の情報・資料の拠点として、また、すべての人が利用しやすく心が潤うような、新たな図書館を整備します。

- ○生涯学習推進事業
- ○社会教育推進事業
- ○成人式開催事業
- ○新図書館整備事業
- ○図書館ネットワーク構築事業
- ○読み聞かせボランティア育成・支援 事業



6.文化・地域づくり

政策 6-1 文化の違いを尊重し、多文化が共生するまちづくり

主な内容

外国人住民の定住化が進むなか、外国人住民が地域の 一員として参画できる体制づくりと多文化共生社会の 拠点づくりを進めます。

主な事業

- ○多文化共生推進事業
- ○多文化共生拠点施設整備事業

政策 6-2 文化活動やスポーツ活動が活発なまちづくり

主な内容

- 文化·芸術の活動団体などと連携し、市民が気軽に文化・芸術にふれる機会を提供し、地域の文化活動の裾野を拡げる取り組みを推進します。
- 芭蕉翁の功績を称え顕彰していくとともに、次世代を 担う子どもたちに俳句の楽しさを伝え、芭蕉翁を核と した交流事業や文化創造事業に取り組みます。
- 独特の歴史と文化を形成してきた本市の歴史や文化財を市民共通の財産として将来へ引き継ぐため、文化財の調査、保存、伝承並びに活用に努めます。
- だれもが気軽に楽しむことができるスポーツ活動を推 進するとともに、スポーツ施設の整備と効率的な管理 に努めます。

主な事業

- ○文化振興事業
- ○文化施設の改善
- ○芭蕉翁顕彰と俳句普及事業
- ○俳句のくにづくり拠点施設整備事業
- ○伊賀市史編さん事業
- ○史跡等文化財保存整備事業
- ○伊賀国庁跡公有化事業
- ○歴史まちづくり事業
- ○スポーツ活動の促進事業
- ○スポーツ施設整備事業

政策 6-3 地域活動や地域産業などの担い手が育ち、活躍するまちづくり

主な内容

- 地域のさまざまな課題を解決するため、「市民活動支援センター」を住民自治や市民活動に関する総合的な窓口として支援体制の構築を図ります。
- 地域の人材育成については、地域リーダーの養成支援を行い、あわせて、地域外からの移住や地域間交流による担い手の確保を進めるためのしくみをつくります。

主な事業

- ○市民活動支援総合窓口事業
- ○人材育成支援
- ○人材育成推進事業
- ○移住・交流推進事業
- ○事業所情報発信事業

政策 6-4 地域活動や市民活動が活発なまちづくり

主な内容

- 市民主体のまちづくりを発展させていくため、市民自らが地域を構成する主役ということを意識してまちづくりに参画できる環境をつくります。
- 住民自治活動を支援するため、財政支援など、市民活動支援センターと連携しながら地域自治を推進します。
- 地区市民センターを、住民自治の活動拠点としてより 活性化できるよう改善していきます。

- ○自治基本条例推進事業
- ○地域振興推進事業 (仮称)
- ○地域活動支援事業(協働促進支援)
- ○地域包括交付金の見直し
- ○地区市民センターの自治センター化
- ○第三次地区市民センター整備計画



計画の推進

伊賀市の再生に向けて、各分野の政策・施策を進める上で、「市政への市民参加」や「行財政改革」の 考え方が必要不可欠であり、各分野に亘り必要となる「しくみ」や「手段」を取りまとめたものです。

7-1 市政への市民参加の推進

7-1-1 地域内分権の推進

主な内容	主な事業
● 補完性の原則に基づく分権型のまちづくりを促進します。	○伊賀市自治基本条例の見直し
• 住民自治活動を支援するため、支所機能を充実します。	○地域支援事業(仮称)

7-1-2 情報共有と市民参加

主な内容	主な事業
● 市民が等しく情報を受けられるよう、情報共有の機会	○市民への効果的な広報のあり方の検討
均等を図ります。	○市民参加のあり方の見直し
● 市民ニーズの把握に努めるとともに、市民どうしの情	○市民への効果的な広聴のあり方の検
報共有を促進します。	討

7-2 行財政改革の推進

7-2-1 財政の的確な運営

主な内容	主な事業
• 本市の再生に向け、徹底した行財政改革による財政の健全化	○補助金等適正化事業
を進め、持続可能な財政構造の構築をめざします。	○公共施設マネジメント事業

7-2-2 市民の期待に応えられる人・組織づくり

主な内容	主な事業
● 市民の視点に立った満足度の高い窓口サービスの提供 に努めます。	○総合窓口化の推進

7-2-3 行政の自立的な運営

主な内容	主な事業
● 限られた行政経営資源(ヒト・モノ・カネ)を有効に	○自立的な市行政の運営
活用した総合的な行政運営をめざします。	○庁舎整備事業
● 景観に配慮し、長寿命化により社会情勢の変化にも柔	
軟に対応でき、利便性が高く、防災拠点としての機能	
を持つ庁舎を整備します。	

7-2-4 進行管理のしくみ

主な内容	主な事業
● 市民に計画の進捗状況をわかりやすく伝え、市民目線	○市の行政経営方針(仮称)の策定・公表
で政策を評価・検証できるしくみをつくります。	○総合計画の進行管理



総合計画を進めるにあたって一みんなで勇気と覚悟のまちづくりを

これからのまちづくりは、人口減少、少子高齢化、財政縮小といった現状のなかで、市民、自治組織、市民活動団体、企業、行政などあらゆる主体が社会的責任を果たし、力を結集して取り組まなければ実現できません。

このため、生活の質を維持・向上できる「身の丈に合った」まちの機能へ、集中・適正化していくとともに、今ある社会資本や公共施設を有効活用しなければなりません。

また、あらゆる主体が連携・協力し、公共サービスを担うことが求められます。

あわせて、行政組織のスリム化や運営の効率化・高度化を進めるなかで、最低限、行政が担うべき サービス等の質を維持することが重要です。

さらに、複数の自治体等で行うことが有効かつ効率的なものは、県内はもとより県境を越えて取り組む必要があります。

今こそ、こうした覚悟とともに勇気を持って、子や孫たちの世代のためにまちづくりに取り組 もうではありませんか。







発 行●伊賀市

発行年月 ● 2014(平成26)年7月

編 集 ● 伊賀市企画振興部総合政策課



〒518-8501 三重県伊賀市上野丸之内116 Tel 0595-22-9620 Fax 0595-22-9672 E-mail: sougouseisaku@city.iga.lg.jp

※左の2次元コードは、視覚障がいのある方などに冊子の内容を知っていただくための音声コード(SPコード)です。 専用の装置を当てると音声で読み上げられます。なお、左の切り込みはSPコードが付いていることを示しています。